

B50.61  
F  
54

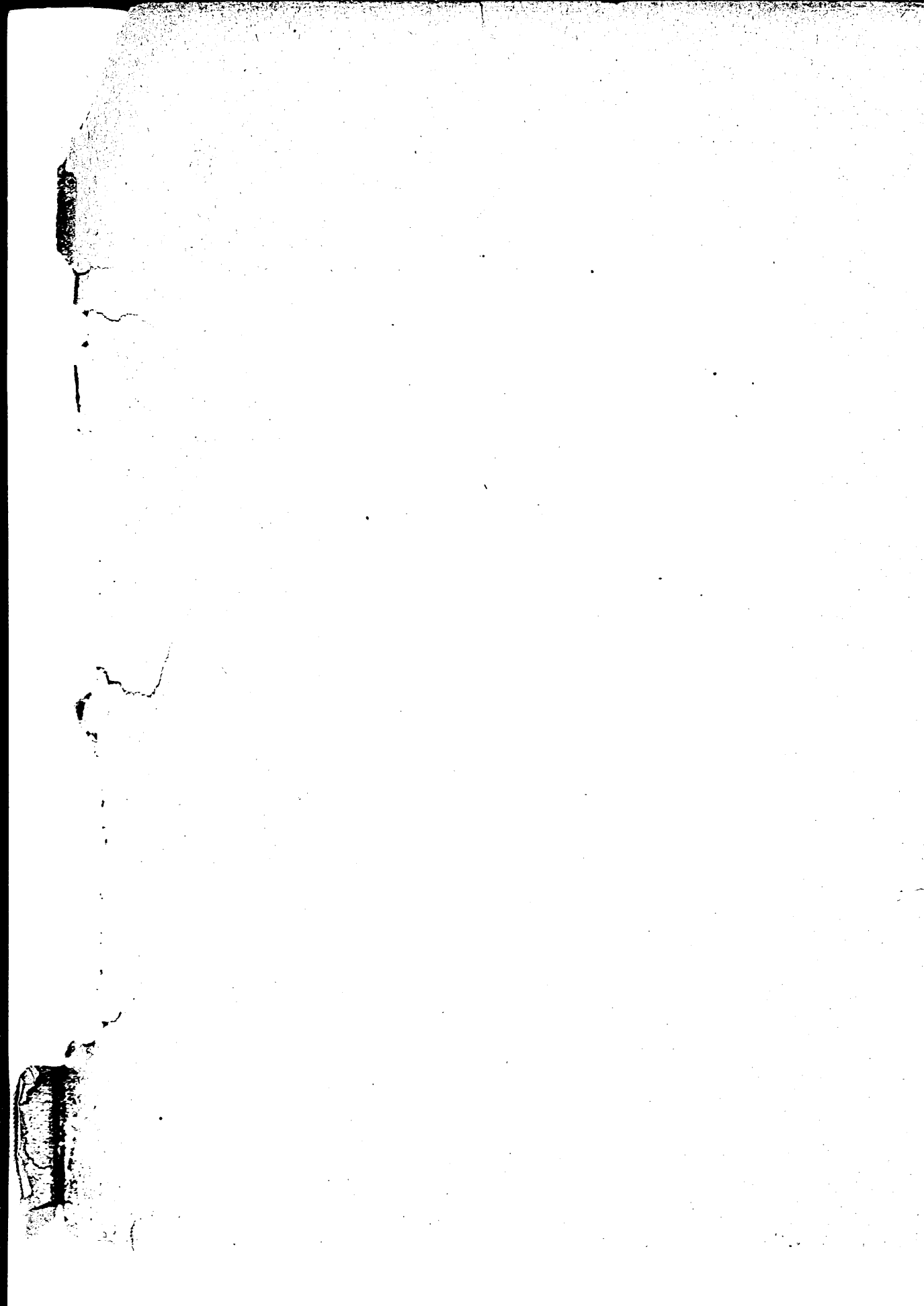


昭和二十九年八月二十四日

# 人口の量的調整に関する決議

人口問題審議会

B50.61  
5  
54



## 人口の量的調整に関する決議

前文

(昭和二十九年八月二十四日)

戦前すでに人口過剰に苦しんだわが国は敗戦後、人口の激増を来し、人口と資源の不均衡はますます激化するに至つた。これをこのままに放任すれば、経済自立の困難はもとより、生活不安の累化、社会秩序の混乱を来し、ひいては国際平和推進の妨げとなるおそれなしとしない。

こゝにかんがみ、本部会においては、人口の量的調整が現下喫緊の要務であると認め、その方策として、人口政策としての家族計画の普及を促進する方途に関し以下の如く決議する。人口の量的調整方策については、海外移住を考慮することが必要であること、いまでもないが、海外移住は人口量的調整以外に重要な意義をもつものであつて、別途、第一部会における審議にまつこととする。

また、家族計画の普及を促進する政策をとるに当り、質的考慮を等閑に附してはならないが、人口の質的向上方策一般については、別途、本部会において審議することとする。

主文

わが国当面の重大な人口問題を解決するためには、人口扶養力の増大を図る政策が必要であること、いまでもないが、人口の重圧がかえつて資本の蓄積、産業の合理化を阻害している現状にかんがみれば、この際、政府は人口の増加を抑制する政策を採ることが必要である。

政府は従来行われている受胎調節運動を単なる母性保護の立場からのみでなく、総合的人口政策の一環としての家族計画の立場から取上げ、出産制限を希望するものに対しては

ことごとく適正なる手段と便宜とを与え、またこれが普及を困難ならしめている一切の障害と摩擦とを排除する方途を講ずるよう措置することが必要である。

最近大なる流行をみている人工妊娠中絶は手術後の再妊娠率が甚だ高く、従つて調節の目的を達するためには度々これを繰返す必要があり、その結果は母体に対して好ましからざる影響を与えるがゆえに政府は現下の人工妊娠中絶の流行をその趣くまゝに放置せず、

急ぎ適正なる処置と方策を講ずることが必要である。  
および家族計画の普及徹底を図るに當つては、これに伴つて起る人口の優生学的資質の動向に対して万全の注意を払う必要がある。

#### 措 置

以上の決議の趣旨を実現するために政府が採るべき特に主要なる措置を列記すれば概ね以下の如くである。

一 総合的人口政策に基く家族計画推進のために政府は責任をもつてこれを担当する部局を設置するとともに、これが指導組織を確立し民間諸団体の積極的協力を促す措置を講ずること。

二 家族計画の普及徹底を図るため、受胎調節実地指導員の活動に対する支障を除去し、その積極的な活動を促すよう措置すること。

三 家族計画を広く国民各層に普及せしめるため、健康保険その他の社会保険等において受胎調節手段の配布につき、適当なる措置を講ずること。

四 家族計画が真にこれが必要とする人々に普及するよう指導上留意し、特に生活困窮者に対しては、受胎調節手段の無償または廉価配布を行い得るよう措置すること。

五 工場、鉱山、その他の事業所の厚生関係機関に積極的に働きかけ家族計画の実行を促

進すること。

六、給与及び税制の關係において多産を促す結果を招来する嫌あるものはこれを避けるよう措置すること。

七、総合的人口政策に基く家族計画の推進を誤りなからしめるよう人口の量的及び質的動向に関する調査研究を行いもつて行政の資たらしめること。

八、医学教育の課程中に家族計画ならびにその関連知識の供給を行うとともに家族計画技術の研究を援助促進すること。

九、人口妊娠中絶の手術をなしたる医師は、患者がこれを繰返すことなきよう受胎調節に関する知識の供与を行う義務あることを規定すること。

### 説明

わが国の人口はすでに八千八百万を超え（第一表）、勢いのちもむくところ、これが一億に達するのも遠くない（第二表）、食料その他生活必需品の輸入依存量はますます増加し経済の自立は至難である。しかも生産年令人口の増加は特に著しく（第二表）、その中新しく職を与えなければならぬものは年々七十万（昭和二十五年より昭和四十年までの年平均）を超える事情にある。わが国の経済は果してこれを可能ならしめることと見通しにあるであらうか。若し然らずとするならばそこに醸成せらるべき社会不安は、激化する失業の脅威（第三表）とともに、恐るべき社会秩序の混乱の原因とならぬとは限らない。

本審議会はかくのごとき実情にあるわが国の経済事情にかんがみ、その打開方策（第一部会において審議中）に望みを嘱するとともに、本決議に示すごとく、多産が家庭生活に及ぼす圧迫を極力緩和し、また将来いよいよ激化する傾向にある失業の脅威に備うるため、各家庭が合理的計画的にその子女の数を調整するよう勧奨するとともに、これに必

要なる知識と方法の十分なる供与を行い、また従来適正な受胎調節の普及を困難ならしめていた諸般の実情を調査し、施策の不備、制度の欠陥を是正し、もつて各家庭の実行する家族計画が人口膨脹の抑制に直接寄与するよう措置することを望むものである。

以上のごとき家族計画の措置を実施に移す場合に考慮すべき若干の問題がある。

その第一は以上のごとき諸方策によつて起るわが国の出生率の急速なる低下は人口の年令構成に悪影響を及ぼすことはないかの問題である。特に老令人口の増加と幼年人口の減少についてはすでに多くの人々の関心が惹起されている。老令人口の数の増大は死亡率改善の結果であつて、これに対しては社会保障制度その他の対策の完備が必要である。全人口中に占める老令人口の比率の増大は現在のわが国では、六十才以上の人口は全人口の八%であるが漸次増加して二十六年後にはアメリカ程度（一二%）に達し三十五年後にはイギリス程度（一六%）に達する。

次に幼年人口については将来労働力の給源に枯渇を来すおそれなきやの問題があるが、幼年の死亡率の減少、産業合理化、生産能率の増進の趨勢にてらしてその憂はない。更にこのに附言すべきは出生率は一国の経済の動きに伴つて比較的容易に変動するものである。現にアメリカ、カナダ、オーストラリアにおいては一時期相当著明な出生率の低下をみていたのであるが、近年は経済状態の好転による結婚年令の低下によつて再び著しい上昇の方向に転じている。

同じく人口構成の変化に関連して問題となるのは、たとへ今後わが国に強度の出生低下が起るとしても、それはすでに生れてしまつている生産年令人口に關係はなく、従つて冒頭に述べた失業問題の緩和に役立つのは十五年後であるといふ説である。然しかくのごとき考え方は失業問題をただ失業者自身の問題とするところから来ている誤つた解釈である。

いうまでもなく失業問題は失業者自身の問題であるばかりでなく、失業家庭の問題である。これは失業者を出した家庭が多子を擁している場合の生活苦を考えてみれば容易に肯けよう。

殊に今日のごとく、願在潜在の失業者数がすでに五百万を超えてあり（第三表）、しかもこれに加うるに年々七十万の人口に新しく職を与えねばならぬ現状において、各家庭がその生れて来る子供の数を最低限度にとどめようとするのは極めて自然であり、また人口政策としても要望せられるゆえんである。

第二に従来の受胎調節の普及運動は母性保護を中心とするものであつたため、末端指導組織は主として保健所、助産婦、看護婦を中心とするものであつたが、この総合的人口政策の立場に立つ家族計画は、より広範な基礎に立ち、社会の文化、経済、教育等と密接につながるものであり、特に家庭生活の設計に立脚してその子女数を調整することを根本とするから、これがための宣伝教育活動が必要とする。従つて指導組織もこの関係を考慮して社会各方面の有識者の協力のもとに行われるよう考案することが必要である。またこの運動に直接携わるものは保健所関係者をもとよりであるが、市町村公務員、社会事業団体、社会教育団体、婦人団体、福祉事務関係者等をも含むものでなければならぬ。なお指導組織が以上のごとく拡大されるとすれば、これがための指導員の養成及び教育を拡充する必要がある。また、総合的人口政策の立場から家族計画を推進するには現在のごとく、或る課内の一部でこれを行うというようなことでなく、中央官庁内にこれを専管する部局を設置することを必要とする。措置第一号を掲げた理由はこゝにある。

而してその部局は人口の量的及び質的動向に常に注意し有効適切な指導を行うことが望ましい。殊に家族計画実践のための最も効率的方法の発見またこれを普及せしめるための

具体的方策が極めて大切である。

例えば、保健所はもとより民間の母子衛生ないし母性相談機関においては母親との相談の機会をとりえ、家族計画の何たるかを教え、出生制限または出生間隔の延長を希望するものに対しては、これを満足せしめるよう適当なる措置を講ずることなどが必要である。また、従来は受胎調節の便宜と方法とが、社会一部の階層にのみ浸透し、最もこれを必要とする階層には行渡らぬ実情にあつた。この弊を是正するためには重点的指導が必要であり、また必要とあらば制度の改正をも考慮せねばならない。特に措置第二号ないし第五号を掲げた理由はこゝにある。

第三に現下のわが国には人工妊娠中絶が大流行を来たしてあり、最近是不妊手術もいよ

いよ流行の波に乗らんとしている。そのこゝに到つた原因は、

(一) 従来の政府の受胎調節の指導が甚だ不徹底であつたために、国民に盛り上る出産調節の意欲が充たされず、その結果として妊娠してしまひ、止むなく墮胎に移行するものが大多数であつたこと。

(二) この状勢に対応して、昭和二十七年優生保護法が改正せられ、人工妊娠中絶の手術は審査を経ず極めて簡易に受けられるようになったこと等である。

然しながら事こゝに到つた以上、法律改正等によつてこの状勢を急激に抑圧することは不可能であるばかりでなく、むしろ危険であるから、今政府がなしうることは人工妊娠中絶の弊害、特にこれをたびたび繰返すことが時として不慮の傷害を起すおそれのあることを、ならびに、道徳上の見地から考慮を要する諸点があることを知らしめるとともに、受胎調節の方法を教示する必要がある。特に措置第九号を掲げた理由はこゝにある。

優生手術は人工妊娠中絶とは全くその性質を異にする。すなわち、これには手術の弊害



はほとんどなく、また一度手術に成功すれば再妊娠のちそれもない。

然しながらこれは手術の性質が種を永久に断つことであるから、濫用に陥る弊を戒めるとともに真に優生学的目的にこれが活用されるよう措置する必要がある。

最後に、従来医学生が受胎調節ならびにこれに関する知識を授けられずして学校を卒業することが許されていることはむしろ誤りといふべきである。なぜならば種々の疾患のため受胎調節を奨めなければならぬことが少なくないからである。しかも、わが国は優生保護法なるものをもつてゐる。これに関する知識なしにはこの法律に協力することはできない。

国家は速かに従来の教育課程の欠陥を是正するよう措置することが望ましい。

ちなみに、アメリカにおいては、今日では宗教的制約を蒙つてゐる若干の州を除いてはほとんど全州の全医学校が受胎調節及びこれに関する知識を教育課程に取り入れている。特に措置第八号を掲げた理由はこゝにある。

第I表 全国推計人口

年次	総人口 千人	増加数 千人	増加率 %
大正 9年	※ 55391	732	1.32
10	56120	718	1.28
11	56870	742	1.31
12	58580	763	1.33
13	59350	833	1.43
昭和 14	※ 52179	6034	17.5
15	60210	727	1.54
16	61140	935	1.53
17	62070	851	1.37
18	62930	747	1.50
19	※ 63822	796	1.56
20	64870	1026	1.58
21	65890	781	1.49
22	66880	819	1.22
23	67690	767	1.43
24	※ 68662	728	1.35
25	69590	447	6.4
26	70040	472	7.0
27	70530	318	4.5
28	70850	521	7.4
29	※ 71400	300	3.9
30	76600	700	7.2
31	72300	1000	14.0
32	73300	500	2.1
33	※ 73800	-1700	-2.29
34	※ 72200	3600	4.99
35	※ 75800	2400	3.10
36	※ 78101	1905	2.44
37	80010	1773	2.22
38	81780	1419	1.74
39	※ 83200	1374	1.65
40	84600	1276	1.51
41	85900	1181	1.38
42	87000	-	-
43	※ ※ 87900	-	-

※ 人口調査人口、ただし昭和15/22/21年は補正したもの、昭和19年以前は沖縄を含まない。

総理府統計局、大正9年-昭和25年わが国年次別人口の推計(人口推計資料1953-2)昭和28年3月による。

※※ 5月1日、総理府統計局、人口推計月報による。

第2表 年令3区分別推計将来人口  
(a) 実数

年次	総数	0-14才	15-59才	60才 <sup>以上</sup>	(再掲)
総数					
昭和 25年	83,200	22,472	42,311	6,417	4,112
30	82,125	22,768	42,126	7,162	4,685
35	93,795	28,062	43,524	8,159	5,268
40	97,345	24,242	43,538	2,380	6,076
45	100,662	22,292	67,565	10,806	2,031
50	103,867	21,957	82,778	12,132	8,097
55	106,453	22,249	74,023	13,131	2,045
60	108,014	21,942	71,585	14,488	2,703
65	108,475	20,696	71,167	16,612	10,699
70	108,047	12,200	65,958	18,890	12,376
75	106,960	18,097	68,102	20,761	14,138
80	105,212	17,517	65,043	22,652	15,426
85	102,730	17,143	60,603	24,985	16,700
90	92,569	16,611	57,586	25,372	18,429
男					
昭和 25年	40,791	14,960	22,786	2,845	1,736
30	43,824	15,158	25,434	3,232	2,013
35	46,323	14,320	28,228	3,776	2,349
40	48,163	12,370	31,384	4,409	2,788
45	42,874	11,363	33,359	5,152	3,274
50	51,520	11,189	34,671	5,660	3,817
55	52,856	11,337	35,579	5,939	4,144
60	53,685	11,180	36,102	6,403	4,285
65	53,974	10,545	35,976	7,452	4,612
70	53,836	3,783	35,393	8,660	5,471
75	53,365	2,221	34,470	8,674	6,422
80	52,542	8,226	32,937	10,679	7,126
85	51,317	8,735	30,694	11,888	7,787
90	42,732	8,464	22,160	12,108	8,665
女					
昭和 25年	42,409	14,512	24,325	3,572	2,376
30	45,301	14,610	26,761	3,930	2,672
35	44,472	13,742	27,346	4,384	2,920
40	47,183	11,873	32,339	4,971	3,288
45	50,788	10,929	34,206	5,653	3,756
50	52,347	10,767	35,107	6,472	4,280
55	53,598	10,912	35,453	7,193	4,902
60	54,329	10,761	35,482	8,086	5,419
65	54,502	10,151	35,191	9,160	6,088
70	54,211	2,417	34,564	10,230	6,905
75	53,595	8,876	33,632	11,087	7,716
80	52,690	8,591	32,106	11,973	8,300
85	51,413	8,408	27,909	13,096	8,911
90	42,836	8,147	28,425	13,264	2,764

(b) 割合 (総人口100,000につき)

年次	総数	0-14才	15-59才	60才≦	*65才(再掲)≦
総数					
昭和 25年	100,000	35.42	56.87	7.71	4.94
30	100,000	33.40	58.56	8.04	5.26
35	100,000	32.92	61.38	8.70	5.62
40	100,000	24.70	65.46	9.64	6.24
45	100,000	22.15	67.12	10.73	6.98
50	100,000	21.14	67.18	11.68	1.80
55	100,000	20.70	66.76	12.34	8.50
60	100,000	20.32	66.27	13.41	8.98
65	100,000	19.08	65.61	15.31	7.86
70	100,000	17.77	64.75	17.48	11.45
75	100,000	16.92	63.67	19.41	13.22
80	100,000	16.65	61.82	21.53	14.64
85	100,000	16.69	58.99	24.32	16.26
90	100,000	16.68	57.84	25.48	18.51
男					
昭和 25年	42,03	12.98	22.63	3.42	2.09
30	42,17	12.01	28.54	3.62	2.26
35	42,39	15.27	30.10	4.02	2.50
40	42,48	12.71	32.24	4.53	2.86
45	42,55	11.29	33.14	5.12	3.25
50	42,60	10.77	33.38	5.45	3.67
55	42,65	10.65	33.42	5.58	3.89
60	42,70	10.35	33.42	5.95	3.97
65	42,76	9.72	33.17	6.87	4.25
70	42,83	9.05	32.46	8.02	5.06
75	42,89	8.62	32.33	9.04	6.00
80	42,94	8.48	31.31	10.15	6.77
85	42,95	8.50	29.88	11.57	7.58
90	42,95	8.50	29.29	12.16	8.70
女					
昭和 25年	50.97	17.44	22.24	4.29	2.86
30	50.83	16.39	30.02	4.42	3.00
35	50.61	14.65	31.28	4.68	3.11
40	50.52	12.19	33.22	5.11	3.38
45	50.45	10.86	33.98	5.61	3.73
50	50.40	10.37	33.80	6.23	4.12
55	50.35	10.25	33.34	6.76	4.60
60	50.30	9.97	32.85	7.48	5.02
65	50.24	9.36	32.44	8.44	5.61
70	50.17	8.72	31.99	9.46	6.39
75	50.11	8.30	31.44	10.39	7.21
80	50.06	8.17	30.51	11.38	7.89
85	50.05	8.19	29.11	12.75	8.67
90	50.05	8.18	28.55	13.32	9.81

厚生省人口問題研究所：“最近の人口に関する統計資料” 昭和29年2月による。

第3表、昭和29年3月失業状況実態調査  
報告による就業及び転職希望者

種 別	人 口
平常の非就業者中就職希望者	2 2 8 万
平常の就業者中転職希望ないし追加就業希望者	2 6 4 万
計	4 9 2 万
内求職者	2 2 3 万

備考：調査期間中の完全失業者 6.5 万  
 総理府統計局：“昭和29年3月労働力臨時調査  
 失業状況実態調査報告（速報）”昭和29年7月  
 12日による。

国立社会保障・人口問題研究所



1 0 3 8 9 0

国立社会保障・人口問題研究所



1 0 3 8 8 6